

燃やせるごみ(有料)の出し方

燃やせるごみとは

「燃やせるごみ」を減らし、資源化していくことが大切です。
紙類やペットボトルなどのプラスチック製容器(限定7品目)は資源ごみに出してください。
生ごみは、コンポストや生ごみ処理機を活用し減量化に努めてください。

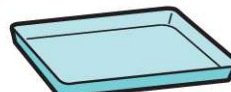
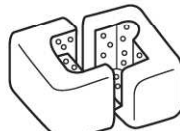
- ① 燃えるものである(金属など燃えないものを取り除かれていること)
- ② 長さが30cm未満であるもの
- ③ 資源ごみではないもの



台所のごみ
(生ごみなど)



資源ごみ以外の
紙・布くずなど



容器包装プラスチック(限定7品目)以外の
プラスチック類、皮革製品、ビニール、発泡スチロール
(汚れを取り除くことができない容器包装プラ含む)

注意!

燃やせるごみの日に出せないもの

長さが30cm以上のごみは、焼却処理が困難なため、大型ごみで出してください。レジャーシートやゴルフネット(漁網含む)など大きいもの、長いものを燃やせるごみで出す時は、長さ30cm未満に切る必要があります。

どうやって出すの?

- ① 「燃やせるごみ」は、全て「黄色の指定袋」に直接入れてください。
- ② 長さが30cm以上あるものは、入れないでください。
- ③ 金具・ガラス・陶磁器などは取り除き、混入しないようにしてください。
- ④ 生ごみは、水分をよくきって新聞紙などに包んでください。
(水分が多く含まれていると余分な処理経費が必要になります。)
- ⑤ 食用油やオイル、液状の薬品・塗料などは、布や紙などに吸わせるか、固化剤などで固めてください。
- ⑥ 全て(ひも、発泡スチロールなども)長さ30cm未満に切って、「黄色の指定袋」に直接入れてください。
- ⑦ 袋の口はテープでとめず、しばってください。

この袋に入れましょう

指定袋(黄色)



有料化以前の指定袋(白色)は「燃やせるごみ」以外の用途に引き続き使用できます



白色の
指定袋

・資源ごみ
・有害ごみ
・埋立ごみ
を出すとき



緑色の
指定袋

・小型及び
複雑ごみ
を出すとき



指定袋の
外装袋

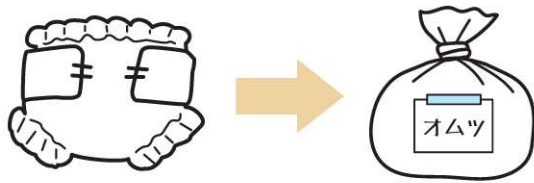
・資源ごみ
・小型及び
複雑ごみ
・有害ごみ
・埋立ごみ
を出すとき

燃やせるごみ
以外は外装袋が
使えるんだね



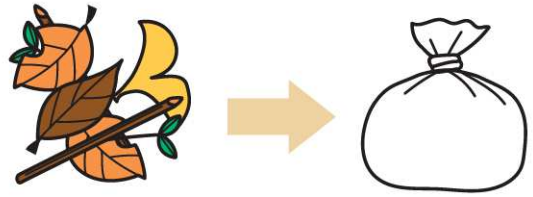
燃やせるごみの特例(白色の指定袋でも出せます)

特例① オムツ(紙・布)・
尿とりパッド・おしりふき



白色の指定袋に直接入れて出すことができます。
白色の指定袋にオムツと書いた張り紙をつけるか、
(油性)マジックで直接記入して出してください。
※ペット用のおむつ、シートなどは除きます。

特例② 草・葉・小枝、根など



土をよく落として、長さ30cm未満に切って
白色の指定袋に入れて出すことができます。
ただし野菜や果物、実、種、それらの調理くず、
木材製品、竹製品などは除きます。

※特例には認定レジ袋、指定袋の外装袋は使えません。

燃やせるごみの指定袋と種類について

有料指定袋のサイズ別販売価格及び購入場所



1枚当たりの販売価格(税込み)

市内のスーパーや商店、ホームセンターなどで販売します。
取扱店はP20～23の店舗一覧をご確認ください。



「燃やせるごみ」の指定袋の色は黄色です

令和2年4月1日から、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」が有料化となりました。

それにともない、「燃やせるごみ」の指定袋の色を黄色に変更しました。

※「燃やせるごみ」には、認定レジ袋、指定袋の外装袋は使えません。

※大型ごみについては平成14年度から有料化されています(大型ごみ処分手数料納付券)。

